

(1) 福井県小学校長会会則

(名称及び会員)

第1条 この会は、福井県小学校長会といい、福井県下の小学校長を会員として組織する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、会長の指定するところに置く。

(目的)

第3条 この会は、県下小学校長相互の連携と小学校教育の充実発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員の連絡提携に関すること。
- 2 小学校教育に必要な調査研究に関すること。
- 3 小学校教育の振興に関すること。
- 4 教職員の地位の向上と待遇改善に関すること。
- 5 その他目的達成に適切と認められること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	理事	若干名	庶務	1名
会計	1名	幹事	若干名	監事	2名		

(役員の選出)

第6条 会長および副会長は、年度初めの理事会において選出する。

- 2 理事は、各都市において会員20名に1名の割合で選出する。
- 3 県小学校教育研究会長および女性校長会代表を理事に加える。
- 4 庶務および会計は、会長が理事の中から委嘱する。
- 5 幹事は、専門委員会および特別委員会の長とする。
- 6 監事は、会長が会員の中から委嘱する。

(役員の任務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行し、兼ねて会員との連絡にあたる。
- 4 庶務は、この会の庶務を担当する。
- 5 会計は、この会の経理を担当する。
- 6 幹事は、会務を分掌する。
- 7 監事は、この会の経理を監査し、総会に報告する。

(委員会の設置)

第8条 この会の事業遂行のために、各都市から選出された委員によって構成する次の専門委員会を置く。

- (1)人事行財政対策委員会 (2)調査研究委員会 (3)教育研究委員会 (4)編集広報委員会
- 2 なお、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、ブロック持ち回りで年1回開催し、名称は第〇〇回福井県小学校長学校運営研究大会とする。

- 2 総会の議長は、会員の中から選出する。

第11条 総会には、おおむね次の事項を行う。

- 1 新年度役員の報告と紹介
- 2 前年度会務・決算の報告

- 3 新年度活動方針・年間事業計画・予算案の審議
- 4 会則の改正
- 5 その他の必要な事項

第 12 条 やむを得ない事情によって総会を開くことができない場合は、理事会の決議をもって、これに代えることができる。

(理 事 会)

第 13 条 理事会は、理事および幹事をもって組織し、名称は福井県小学校長学校運営研究会とする。

- 2 理事会では、おおむね次の事項の処理に当たる。
 - 1 予算案の策定に関すること。
 - 2 決算案の作成に関すること。
 - 3 事業の計画および実施に関すること。
 - 4 その他この会の企画運営に関すること。

(各種委員会)

第 14 条 専門委員会および特別委員会の運営については、別に定める。

(表 決)

第 15 条 会議は、全ての出席者の過半数をもって決する。

(大 会)

第 16 条 この会は、年 1 回教育研究大会を開く。

- 2 大会運営については、別に定める。

(年 誌)

第 17 条 この会は、年誌を作成し保管する。

- 2 詳細については、別に定める。

(経 費) (基 金)

第 18 条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の財政的基礎を固め、その目的の完遂に資するため基金を造成する。
- 3 基金の管理運営を厳正に行うため、基金の管理運営に関する規程を定める。

(会 費)

第 19 条 この会の会費は、年額 23,500 円とする。

(会計年度)

第 20 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

付 則

昭和 30 年	6 月 29 日改正	平成 3 年	8 月 22 日改正
昭和 37 年	5 月 8 日改正	平成 4 年	3 月 12 日改正
昭和 38 年	5 月 8 日改正	平成 7 年	3 月 7 日改正
昭和 40 年	5 月 11 日改正	平成 8 年	3 月 7 日改正
昭和 50 年	5 月 31 日改正	平成 10 年	1 月 25 日改正 (第 17 条追加)
昭和 53 年	5 月 13 日改正	平成 11 年	2 月 2 日改正 (第 10 条, 第 13 条)
昭和 59 年	5 月 19 日改正	平成 12 年	1 月 27 日改正 (第 19 条)
昭和 60 年	5 月 11 日改正	平成 13 年	4 月 19 日改正 (第 6 条)
昭和 63 年	4 月 22 日改正	平成 14 年	3 月 1 日改正 (第 6 条第 3 項追加)
平成 元 年	3 月 10 日改正	平成 24 年	5 月 8 日改正 (第 5 条, 第 6 条第 4 項 第 7 条第 4 項, 第 19 条追加)
平成 元 年	12 月 4 日改正		